

AIG



建設業協会第三者賠償責任補償制度

事業総合賠償責任保険 建設業特約

AIG 損保

第三者賠償リスクを
包括的にカバーします。



事業総合賠償責任保険

2018.12版

2018年10月1日以降保険始期契約用

はじめに

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、この度制度引受保険会社では、建設業協会の会員の皆さま向けに「第三者賠償責任補償制度」をご用意しましたので、ご案内申し上げます。

本補償制度は、会員の皆さまが行うすべての建設工事における対人・対物事故の賠償リスクを包括して補償するとともに、営業活動、施設管理といった一連の事業活動におけるさまざまな賠償リスクを幅広く対象とする内容となっております。また、会員企業の皆さまの安全管理状況などを反映し、合理的な保険料でご提供しております。

建設作業の中に存在する公衆災害事故のリスクは、十分に安全管理を施した場合でも完全に排除することは非常に困難な状況です。特に近年では数千万円にもおよぶ高額賠償事故も発生しており、このような事故が発生した場合には、企業経営を揺るがす事態にまで発展するおそれがあります。

是非この機会に貴社の企業防衛対策の一環として本補償制度をご検討のうえ、ご採用賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 第三者賠償責任補償制度の特長

1. 事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償します

- 対人・対物事故だけでなく、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害、工事遅延による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。
- また、貴社工事を1年間まとめて補償しますので、万一の保険手配漏れもなく安心です。

2. 各種費用の補償により賠償事故の解決までサポート

- ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。この保険では、賠償責任保険(企業用)で支払われる損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

3. 貴社の下請負人・発注者の賠償責任もあわせて補償します

- 貴社業務に伴う対人・対物事故※については、貴社の下請負人や貴社が行う元請工事の発注者(施主、官公庁も対象)が負担する賠償責任も自動的に補償します。

※業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクにおいて補償対象となる事故をいいます。

4. 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

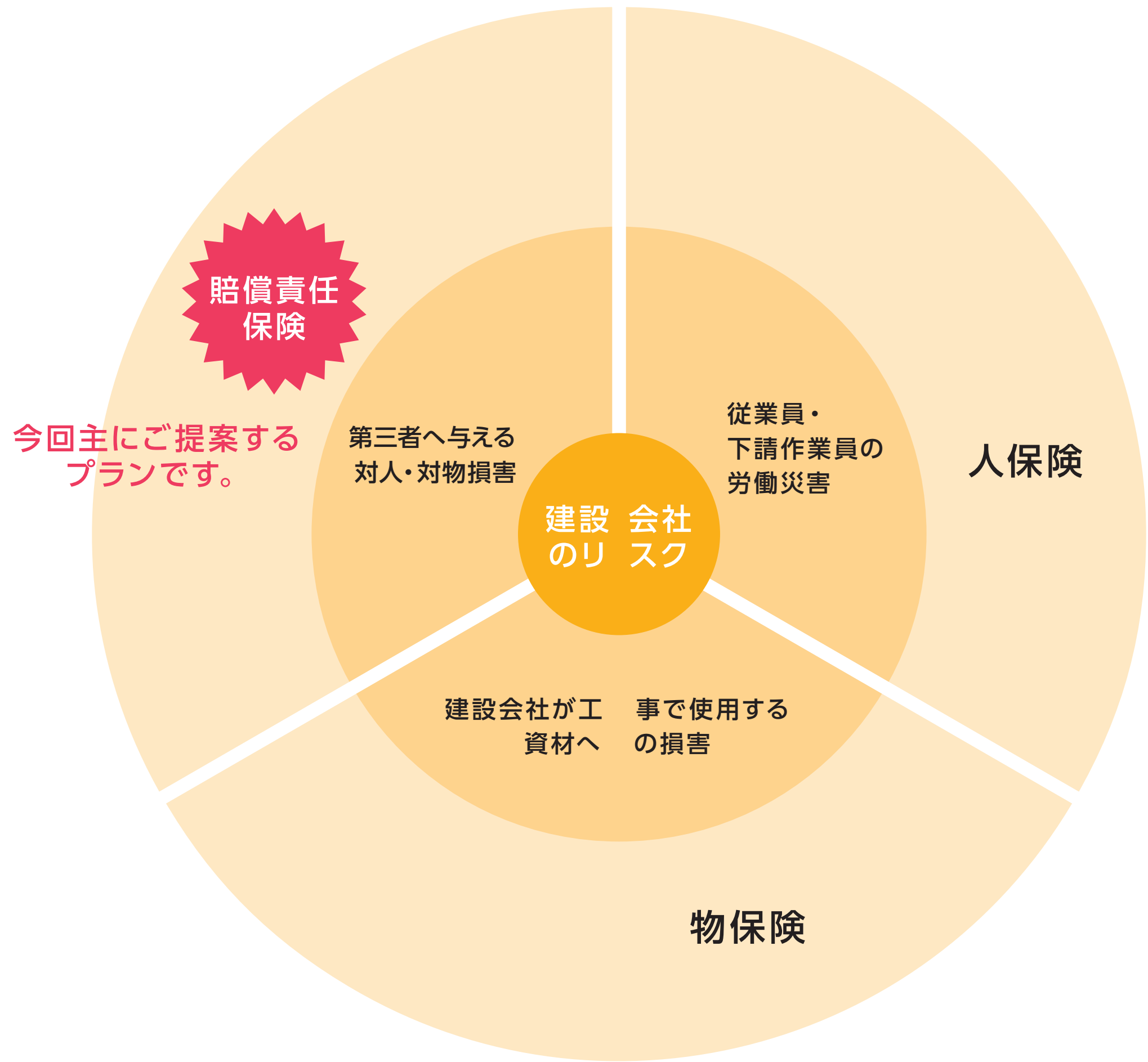
- ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能です。

5. 建設業協会の皆さま独自の保険料でご提供します

CONTENTS

はじめに	1
建設業界におけるリスク	3
基本となる補償	5
お支払いする保険金の種類	9
オプション特約(基本となる補償を拡大する特約)	11
オプション特約(工事用財物の補償)	15
オプション特約(事業用動産の補償)	17
ご契約の方法	18
ご契約の条件等	19
用語のご説明	22

建設業界におけるリスク



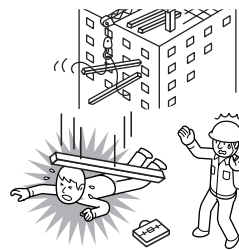
基本となる補償

建設工事の遂行・施設管理による 対人・対物事故についての補償 ＜業務遂行・施設リスク＞



次のような対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が行う建設工事の遂行による対人・対物事故
- ② 貴社の施設（事務所、営業所、倉庫、資材置場等）の所有・使用・管理や営業活動による対人・対物事故



ビル建設工事中、鉄材を落下させ、
道路を歩いていた行人を
死亡させてしまった。



ビル設備改修工事中、
スプリンクラーを破損させ、
顧客の什器・備品に
損害を与えてしまった。



工事場内でガス管の埋設工事の際、
バックホーの操作をあまり、
地中の水道管を破損してしまった。
※自賠責保険（対人事故の場合）、
自動車保険の上乗せ補償となります。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 環境汚染または汚染物質の処理費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。）
- ② 専門職業務の遂行
- ③ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ④ 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
- ⑤ 航空機・自動車（建設用工作車・構内専用車を除きます。）または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用もしくは管理
- ⑥ 塵埃（じんあい）または騒音
- ⑦ 記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑧ 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊、地下水の増減
- ⑨ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
 - 被保険者が借用・保管（占有）する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

など

引き渡した工事の目的物、製造・販売した 資材等による対人・対物事故についての補償 ＜生産物・完成作業リスク＞

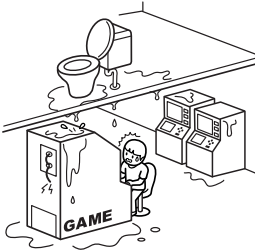


次のような対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が行った建設工事で引き渡した工事の目的物や行った建設工事の結果による対人・対物事故
- ② 貴社が製造または販売した資材等の製品・商品（生産物）による対人・対物事故



電気設備工事の絶縁ミスにより、
工事引渡し後に火災が発生し、
顧客事務所の一部と什器が
焼けてしまった。



排水管の接続ミスにより、
工事引渡し後に漏水が発生し、
階下のゲームセンターに
損害を与えてしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 環境汚染または汚染物質の処理費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。）
- ② 専門職業務の遂行
- ③ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ④ 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
- ⑤ 回収措置を講じるために要した費用（生産物・仕事の結果が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。）
- ⑥ 被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑦ 生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対して負担する賠償責任
- ⑧ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任

など

基本となる補償

物理的な損壊を伴わない他人の財物の使用不能によるリスクの補償

＜純粋財物使用不能リスク＞



次のような事故により、物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことによる逸失利益や事業の中断に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の建設工事、営業活動や施設（事務所、店舗、工場、倉庫等）の所有・使用・管理による事故
 - ② 貴社が行った建設工事の引渡し後の結果や製造または販売した製品・商品（生産物）による事故。
- ただし、貴社が行った工事の目的物や製品・商品自体に物理的な損壊が生じた場合に限りです。



ビル建設工事中にクレーン車が倒れ、近隣の店舗に物的損害は与えなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

「業務遂行・施設リスク」の保険金をお支払いできない主な場合（①～⑥）および「生産物・完成作業リスク」の保険金をお支払いできない主な場合（①～⑥、⑧）のほか、次の場合に保険金をお支払いできません。

- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることによる使用不能
- 債務不履行に起因する賠償責任（生産物または仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。）
- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の使用不能、地下水の増減
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能について負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果自体の使用不能に対して負担する賠償責任

など

業務に伴う人格権の侵害・宣伝活動に伴う権利侵害によるリスクの補償

＜人格権侵害・宣伝障害リスク＞



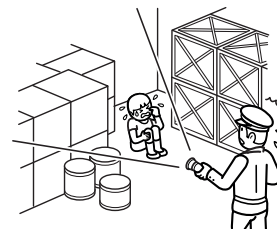
次のような行為や宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体拘束による他人の自由の侵害や名誉毀損、口頭、文書等の表示行為によるプライバシーの侵害
- ② 新聞、インターネットなどを通じた貴社の宣伝活動に伴うプライバシーの侵害、著作権の侵害等

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用

など



子供が隠れていることに気づかず、倉庫を施錠してしまい、翌日に閉じ込められた子供を発見した。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 最初の不当行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた不当行為
- 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた不当行為
- 保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された不当行為

など

工事遅延によるリスクの補償

＜工事遅延損害リスク＞



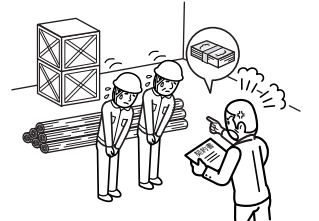
貴社の元請工事中に発生した対人・対物事故を直接の原因として、工事請負契約書上の履行期日の翌日から起算して6日以上が遅延が生じたことに対して、被保険者が工事請負契約書に基づく法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

※対象となる工事は、貴社が単独で元請負人となり、原因事故の日から30日以内に履行期日が到来する工事をいいます。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用

など



元請工事中に発生した第三者死亡事故の現場検証のために、工事が約2週間に渡り中断した。請負契約書の履行期日に引渡しできず、発注者から遅延損害金を請求された。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日等が定められた工事請負契約書のない仕事
- 履行不能または不完全履行となった仕事
- 被保険者が約定履行日の延期を仕事の発注者に要請しなかった仕事
- 被保険者が、履行遅滞の原因が原因事故によるものであることを立証できない仕事

など

お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金の種類

お支払いの対象
となるリスクの
表記について



業務遂行・
施設リスク



生産物・完成
作業リスク



純粋財物
使用不能
リスク



人格権侵害・
宣伝障害
リスク



工事遅延
損害リスク

この補償制度では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用を保険金としてお支払いします(注1)。

事故発生初期に生じる費用(注2)



損害防止費用

事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用



求償権保全費用

他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用



原因調査費用(注3)(注5) (1事故30万円限度)

事故が発生した場合または発生が切迫している場合に、事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用



緊急措置費用

事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用



緊急対応費用(注3)(注5) (1事故300万円限度)

プレミアムプラン
のみ補償

事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の搜索費用などの費用



被害者見舞・臨時費用(注3)(注5)

プレミアムプラン：
被害者1名10万円限度・1事故300万円限度
スタンダードプラン：
被害者1名10万円限度・1事故50万円限度

事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用



被害者治療等費用(注5)(注6)

プレミアムプラン：
被害者1名50万円限度・1事故300万円限度
スタンダードプラン：
被害者1名10万円限度・1事故50万円限度

仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限ります。)



汚染浄化費用(注3) (保険期間中500万円限度)

不測かつ突発的な環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理費用(対人・対物事故または純粋財物使用不能が発生したまたは発生が切迫している場合に限り。)

訴訟等により生じる費用(注2)



争訟費用(注3)(注4)

損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用



訴訟対応費用(注3)(注5) (1事故300万円限度)

プレミアムプラン
のみ補償

損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用



協力費用(注3)

制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

(注1) すべての保険金を合算して、各対象リスクの保険金額を限度にお支払いします。
(注2) 損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。
(注3) 費用を支出した後には被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。
(注4) 費用の支出にあたっては事前に制度引受保険会社の書面による同意が必要です。
(注5) 費用の支出にあたっては事前に制度引受保険会社の同意が必要です。
(注6) 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした被害者治療等費用は損害賠償金に充当します。

オプション特約



基本となる補償を拡大する特約

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

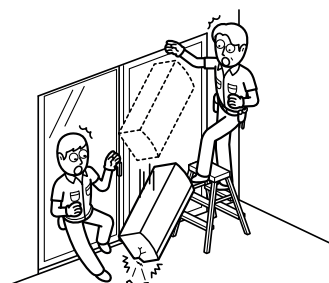


作業対象物損壊担保特約 作業対象物損壊担保特約（増額型）

貴社の工事の遂行中、工事場内における仕事の対象物（他人が所有するものに限りません。）のうち、直接作業が加えられていた部分に生じた損壊による賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	● 保険期間中500万円 ● （増額型）は、保険期間を通じて業務遂行・施設リスクの支払限度額（対物）または3億円のいずれか低い額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額（対物）



■ 事故例

内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、あやまってエアコンを落下させてしまい、エアコン自体を壊してしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等 など

業務遂行・施設



建設受託物損害担保特約 建設受託物損害担保特約（増額型）

貴社の工事遂行のために①借用する建設機械・器具等や事務所等の仮設建物、②元請負人・発注者から支給された材料・資材等、③一時的に預かる施主の家財等の財物の損壊、紛失または盗取・詐取についての賠償責任を補償します。

※①では、車両登録されたダンプカーを除きます。

※②では、完成後引渡しを要するものに限りません。

※①、②については、工事場内にある場合および陸上輸送中（建設受託物を自走している場合を除きます。）である場合に限りません。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	● 保険期間中500万円 ● （増額型）は保険期間中1,000万円または2,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額（対物）または1事故5万円のいずれか高い額



■ 事故例

夜間に工事現場の倉庫に保管していた元請負人からの支給資材が盗まれてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 組立・加工・修理等の作業を加えることにより生じた建設受託物の損壊
- 引渡し後に発見された建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 建設受託物の損壊・紛失等による使用不能
- よごれ、かき傷など外観上の損壊で、建設受託物（①）が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
- 偶然な外来の事故によらない電氣的・機械的な原因により生じた建設受託物（①）の損壊 など

業務遂行・施設



重複保険規定不適用特約

工事の遂行または工事場の所有・使用・管理により発生した対人・対物事故について、損害賠償請求の額が、1事故につき500万円以下のときは、元請負人や施主が別途手配する保険契約（元請重複保険契約）との保険金分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

■ 事故例

下請負工事で自社が起こした事故について、元請負人の保険を使わずに自社の保険で対応した。

生産物・完成作業



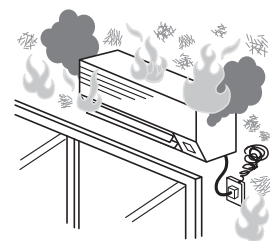
仕事の目的物の損壊担保特約 仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）

貴社が製造・販売した生産物、引き渡した仕事の結果による対人・対物事故が発生した場合において、その生産物・仕事の結果自体の損壊による賠償責任を補償します。

※生産物・完成作業リスクで制度引受保険会社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限りません。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	● 保険期間中500万円 ● （増額型）は保険期間中1,000万円
自己負担額	なし



■ 事故例

エアコン設置に伴う配線工事の施工ミスにより、引渡し後に火災が発生した。室内の壁面のほか、工事の目的物であるエアコンも損壊してしまった。

業務遂行・施設



使用者賠償責任保険特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故についての賠償責任を補償します。

※使用者賠償追加担保特約が自動的にセットされます。

※被用者の業務上の事由による身体の障害のほか、通勤災害や地震、噴火もしくはこれらによる津波等による被用者の身体の障害について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

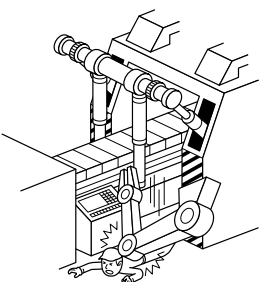
※貴社の重過失により生じた被用者の身体の障害について、貴社が労働者災害補償保険の保険者（国）から保険給付に要した費用を徴収されることにより負担する損害を補償します。

※業務災害または通勤災害に該当しないことを理由に政府労災保険の不支給が決定されてもなお、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中5,000万円 または1億円から選択
自己負担額	なし



■ 事故例

工場で作業中、従業員が機械に巻き込まれて死亡。遺族から損害賠償を請求された。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 風土病や職業性疾患による身体の障害 など



基本となる補償を拡大する特約

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業



個人情報漏洩危険担保特約

貴社が業務のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩に対する賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理実行費用は、支払限度額の10%限度(見舞金・見舞品購入費用は1名500円限度) ※他人が支出した見舞金・見舞品購入費用に対する賠償金(求償損害)は、1名500円限度かつこの特約の1事故・保険期間中支払限度額の20%限度
自己負担額	1事故10万円

■ 事故例

営業活動中に車上荒らしにあい、顧客の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 個人情報以外の情報の漏洩
- 記名被保険者の役員の個人情報の漏洩
- 被保険者(従業員を除きます。)が他人に対して行う個人情報の提供・取扱の委託(提供先・委託先で発生した事故を除きます。)
- クレジットカード番号・預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 など

業務遂行・施設



除雪作業危険に関する特約

貴社および下請負人が行う国、地方公共団体および民間団体が発注する除雪作業中に発生した対人・対物事故により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。また、雪堆積場の使用・管理によって発生した対人・対物事故も補償します。

※除雪車の所有、使用、管理による損害については自賠責保険契約または自動車保険契約等により支払われる金額の超過額に対して保険金をお支払いします。ただし、財物の損壊による損害の額が1事故につき500万円以下の場合は、他の保険契約と保険金の分担を行いません。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	業務遂行・施設リスクの支払限度額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額

■ 事故例

除雪車で作業中、停車していた車にぶつけてしまい、キズをつけてしまった。



地盤崩壊危険担保特約

保険期間中に、貴社の地下工事、基礎工事または土地の掘削工事の遂行に伴って発生した次の事由によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

*被保険者は記名被保険者、下請負人、発注者です。

- 不測かつ突発的に発生した地盤崩壊(注1)に起因する財物の損壊(注2)
- 地下水の増減によって生ずる地盤崩壊(注1)に起因する財物の損壊(注2)

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円から選択
自己負担額	1事故5万円

■ 事故例

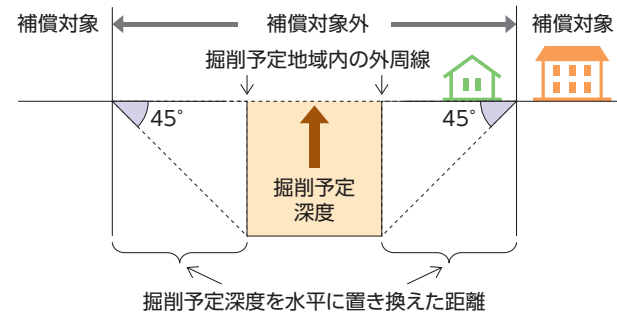
重機で土地の掘削作業を行っていたところ、地面が崩れ出し、脇にある建物が崩れた。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

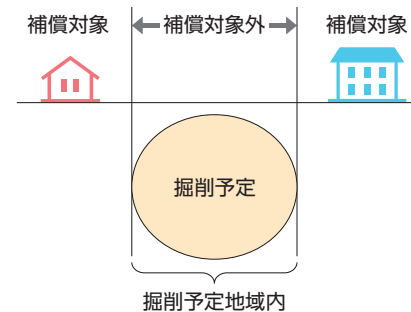
- 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
 - 振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定建設作業に伴う土地の振動に起因する賠償責任
 - 地下水の増減およびその利用にかかる賠償責任
 - 地盤崩壊(注1)による河川または堤防の滅失、毀損(きそん)もしくは汚損に起因する賠償責任
 - 被保険者が工事仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤崩壊(注1)に起因する賠償責任
 - 保険期間終了後に発見された地盤崩壊(注1)に起因する賠償責任
 - シールド工法によらない工事(以下①をご覧ください。)の場合は、地盤崩壊(注1)に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊(注2)にかかる賠償責任
 - シールド工法による工事(以下②をご覧ください。)の場合は、地盤崩壊(注1)に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊(注2)にかかる賠償責任
 - 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者(その請負業者の下請負人を含みます。)が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する財物の損壊(注2)に起因する賠償責任
- 次の費用はお支払いできません。
 - 薬液注入にかかる費用
 - 設計変更または工事変更のための費用

⚠ 補償対象／補償対象外となる範囲

① シールド工法によらない工事



② シールド工法による工事



(注1)「地盤崩壊」とは、土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れもしくは土地の流出・流入をいいます。

(注2)この特約における「財物の損壊」とは、土地、土地の工作物(基礎、付属物および収容物を含みます。)、植物の滅失、毀損(きそん)もしくは汚損または動物の死傷をいいます。

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、普通保険約款および基本となる補償の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

※オプション特約でお支払いする保険金の種類は、次の特約を除いて基本となる補償でお支払いする保険金の種類と同じです。

①「基本となる補償」の保険金の一部をお支払いする特約

- 使用者賠償責任保険特約

②「基本となる補償」の保険金の一部と特約固有の保険金をお支払いする特約

- 個人情報漏洩危険担保特約

工事中の建物などの物損害の補償

<工事用財物の補償>

工事用物損害担保特約

工事現場で施工している対象工事について、保険期間中に発生した不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

■ 対象となる工事(対象工事)

貴社が日本国内で施工するビル、工場、住宅などの建物の建築工事、建物の内外装工事、電気・冷暖房・給排水等のビル付帯設備工事、鉄筋・鋼構造物工事、各種機械器具設置工事などをいいます。これらの工事に付随する基礎工事・外構工事等(土木工事部分)は対象工事に含まれます。



工事中の建物が暴風により壊れた。



次に掲げる工事は、対象工事に含まれません。

- 土木工事 ● 解体・撤去・分解または取片づけ工事を主体とする工事 ● 各種発電施設・設備工事
- 清掃施設・設備工事 ● ガスタービン・ボイラー設置工事 ● 製鉄所内機械設備工事

■ 保険の対象

- ① 工事の目的物
 - ② 仮工事の目的物(上記①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工等)
 - ③ 工事用仮設物(①・②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備)
 - ④ 工事用仮設建物(現場事務所、宿舍、倉庫等)およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- ※①～③、⑤は工事現場内および工事現場への陸上輸送中(往路のみ)を補償します。④は、工事現場内にある場合のみ補償します。
※工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品・工具などは、この特約の保険の対象に含まれません。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額(免責金額)
損害保険金	1事故につき、対象工事の請負金額限度 (保険期間中、保険証券記載の保険金額を限度) ※陸上輸送中は、1事故につき、対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額を限度 ※損害保険金のうち、特別費用は1事故30万円限度	1事故につき、 5万円または10万円 から選択
残存物取片づけ費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用保険金	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 風、雨、ひょう、砂じんの吹込みまたはこれらの漏入。ただし、保険の対象またはそれを収容する建物が風災、ひょう災、水災等によって直接破損した場合を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼・鋼管・ケーシング等の打込み・引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害
- 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗もしくは劣化
- 保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 設計の欠陥に起因する土木工事部分の損害、土木工事部分の施工・材質・製作の欠陥の修理・取替え・補強に要した費用
- 土木工事部分に生じた掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- 荷造りの欠陥、運送の遅延等により生じた陸上輸送中の損害

など

工事用物損害担保特約の補償を拡大する特約



工事用仮設備・工事用機械器具担保特約

不測かつ突発的な事故により、工事現場内にある工事用仮設備・工事用機械器具に生じた損害を補償します。

※建設用工作車については、車両登録、市町村長等による標識交付(臨時運行許可証、臨時運転番号標を除きます。)を受けていないものに限ります。

■ 保険金額・自己負担額

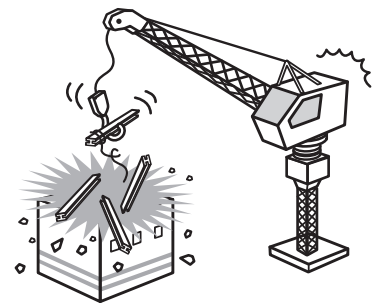
保険金額	保険期間中500万円限度
自己負担額	工事用物損害担保特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 事故例

クレーンで吊り上げた鉄材をあやまって落下させ、工事用コンプレッサーが大破した。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ブーム、キャタピラ・バケット等、刃・つめ・ブレード等、管球類、ワイヤー・タイヤ等の消耗品の損害(火災・破裂・爆発等によって生じた場合または保険の対象本体と同時に損害が生じた場合を除きます。)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害(これらの事由によって火災・破裂・爆発が発生した場合はこの規定を適用しません。)



メンテナンス期間中担保特約

対象工事の請負契約に定めるメンテナンス期間中(引渡し後12か月限度)に、不測かつ突発的な次の事故により発生した、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害を補償します。

- ① 請負契約に従って行う修補作業の拙劣・過失による事故
- ② 工事期間中に工事現場で生じた作業の欠陥による事故

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害担保特約の保険金額と同額
自己負担額	1事故につき損害額の20%または50万円のいずれか高い額

■ 事故例

機械設置工事の引渡し後、調整が必要になった箇所のメンテナンス作業中に配線をショートさせ、機械に損害が生じてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が法律上または請負契約上、自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
- 消耗、摩耗、腐食、浸食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害

※工事用仮設備・工事用機械器具担保特約、メンテナンス期間中担保特約では、特約の規定に反しない限り、工事用物損害担保特約の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。
※工事用仮設備・工事用機械器具担保特約、メンテナンス期間中担保特約および建売住宅等の保険責任終期に関する特約でお支払いする保険金の種類は、特別費用を除き工事用物損害担保特約でお支払いする保険金の種類と同じです。詳細はP.20をご確認ください。



建売住宅等の保険責任終期に関する特約

貴社が自ら施工した新築住宅であって、販売目的のために自ら管理している住宅について、不測かつ突発的な事故により、購入者や販売業者等へ引き渡すまでの期間(工事完了後6か月限度)に生じた損害を補償します。

※新築の一戸建住宅のみが対象となり、長屋および共同住宅は対象外となります。
※この特約は、建築工事一式を行う事業者のみセット可能です。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害担保特約の保険金額と同額
自己負担額	工事用物損害担保特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 事故例

完成した新築住宅を販売中に、夜間の不審火が原因で、その建物が全焼してしまった。

ご注意いただくこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

この保険の基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償リスク	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
純粋財物使用不能リスク	プレミアムプランのみ 保険期間中 1,000万円	業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクの対物事故の自己負担額と同額
人格権侵害・宣伝障害リスク※	プレミアムプラン 保険期間中 1,000万円 スタンダードプラン 保険期間中 50万円	業務遂行・施設リスクの対人事故の自己負担額と同額
工事遅延損害リスク	次に掲げる算式により算出した額または500万円(プレミアムプラン)、300万円(スタンダードプラン)のいずれか低い額を適用します。 (工事請負代金額-出来形部分に 相応する請負代金額)×6% × (原因事故による遅延日数) = 算式による責任限度額 365日	なし

※スタンダードプランでは人格権侵害リスクのみを補償します。
この保険では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「保険証券総保険金額」を設定します。この保険でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して保険証券総保険金額を限度とします。
ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、保険証券総保険金額を適用しません。
●使用者賠償責任保険特約 ●個人情報漏洩危険担保特約 ●工事用物損害担保特約とこの特約にセットする特約
●事業用動産損害担保特約(建設業)

2 被保険者の範囲

この保険の基本となる補償およびオプション特約において、補償を受けられる方(被保険者)は、以下のとおりとなります。

	補償リスク・特約	記名被保険者(貴社)	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の発注者
基本となる補償	業務遂行・施設リスク	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	生産物・完成作業リスク	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	純粋財物使用不能リスク	○(役員・従業員を含む)	×	×
	人格権侵害・宣伝障害リスク	○(役員・従業員を含む)	×	×
	工事遅延損害リスク	○	×	×
オプション特約	作業対象物損壊担保特約 作業対象物損壊担保特約(増額型)	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	建設受託物損害担保特約 建設受託物損害担保特約(増額型)	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	重複保険規定不適用特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	仕事の目的物の損壊担保特約 仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
	使用者賠償責任保険特約	○	×	×
	個人情報漏洩危険担保特約	○(役員・従業員を含む)	×	×
	除雪作業危険に関する特約	○	○	○
	地盤崩壊危険担保特約	○	○	○
	工事用物損害担保特約※1	○	○	×
	工事用仮設備・工事用機械器具担保特約※2	○	×	×
	メンテナンス期間中担保特約※1	○	○	×
	建売住宅等の保険責任終期に関する特約	○	×	×
	事業用動産損害担保特約(建設業)※3	○	×	×

※1 工事用物損害担保特約およびメンテナンス期間中担保特約において、保険の対象の所有者が記名被保険者と異なる場合は、保険の対象の正当な権利を有する者を含みます。
※2 工事用仮設備・工事用機械器具担保特約において、保険の対象がリース・レンタル品の場合は、保険の対象の正当な権利を有する者を含みます。
※3 事業用動産損害担保特約(建設業)において、保険の対象がリース・レンタル品の場合または工事用資材・部品等で所有者が記名被保険者と異なる場合は、保険の対象の正当な権利を有する者を含みます。

3 お支払いする保険金

(1)賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

この保険の基本となる補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の搜索費用などの費用
被害者見舞・臨時費用 (プレミアムプラン: 被害者1名10万円限度・1事故300万円限度 スタンダードプラン: 被害者1名10万円限度・1事故50万円限度)	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 (プレミアムプラン: 被害者1名50万円限度・1事故300万円限度 スタンダードプラン: 被害者1名10万円限度・1事故50万円限度)	仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限ります。)
汚染浄化費用 (保険期間中500万円限度)	不測かつ突発的な環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理費用(対人・対物事故または純粋財物使用不能が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。)
原因調査費用 (1事故30万円限度)	事故が発生した場合または発生が切迫している場合に、事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用

※詳細はP.9～10をご確認ください。

(2)物損害にかかる補償

工事用物損害担保特約、工事用仮設備・工事用機械器具担保特約、メンテナンス期間中担保特約および建売住宅等の保険責任終期に関する特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	復旧費(損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得、修理の費用)、損害防止費用(損害の発生・拡大防止のために支出した必要かつ有益な費用)および特別費用(保険の対象の復旧に必要な残業・休日勤務・夜勤勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃)の合計額
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、損害保険金に含まれないもの)
臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用

※損害保険金のうち特別費用は、工事用物損害担保特約のみ、お支払いの対象となります。
※支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

ご契約の条件等

ご注意いただくこと

事業用動産損害担保特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費（保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用）と損害防止費用（事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用）の合計額を損害額として支払う保険金。損害額は保険価額（損害の生じた地および時における損害の生じた保険の対象の価額）によって定めます。
通貨等盗難損害保険金	対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨または預貯金証書の盗難により被る損害に対して支払う保険金
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）
臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用
修理付帯費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生する原因・損害範囲の調査、設備等の点検・調整、仮修理、代替品の賃借、代替仮設物の設置・撤去、残業・休日勤務・夜勤勤務による割増賃金等の必要かつ有益な費用
水害費用保険金	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合の臨時に生じる費用

※支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

4 保険金をお支払いできない主な場合（賠償責任の補償に共通）

この保険の普通保険約款で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」は、以下のとおりとなります。

- 保険契約者または被保険者の故意（記名被保険者またはその役員の故意による場合を除き、被保険者ごとに個別に判断します。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線照射または放射能汚染
- 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性

など

5 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく、制度推進担当または制度引受保険会社へご連絡ください。

制度引受保険会社の担当者をご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくこととなります。なお、被害者との間で損害賠償額等を決定（示談）する場合は、必ず事前にご連絡ください。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

か	回収措置	生産物または仕事の結果による事故が発生した場合、またはそのおそれがある場合に事故の拡大等を防止するために行われる生産物または仕事の結果の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
き	危機管理実行費用（個人情報漏洩危険担保特約）	事故の悪影響を管理および最小化するために被保険者が制度引受保険会社の書面による同意を得て直接的に支出した弁護士への相談、個人情報漏洩の原因調査、交通費・宿泊費・臨時雇用、お詫び状の作成・送付、見舞金・見舞品、新聞への謝罪広告掲載、記者会見の開催等の費用をいいます。ただし、公的機関に文書で報告または新聞・テレビ等で報道されることを要件とし、発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限りします。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載され、この保険の補償を受けられる方（貴社）をいいます。
け	建設受託物（建設受託物損害担保特約）	次に掲げる財物をいい、アおよびイについては、工事場内にある場合または陸上輸送中である場合に限りします。 ア. 工事で使用するために借用（リースを含みます。）する次の財物をいい、特定の工事のみに使用するために借用する場合を除き、1年以内の借用に限りします。 ● 建設工事等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車（車両登録されたダンプカーを除きます。） ● 建設工事等を行うことまたは建設工事等を行うために使用することを主たる用途・機能とする機械器具その他道具類（自動車を除きます。） ● 現場事務所、宿舍、倉庫等の仮設建物およびこれらに通常備え付けられている什器・備品 イ. 元請負人等から支給された材料、資材、装置その他部品類 ウ. 工事に付随して一時的に保管する発注者（施主）の家財、設備、什器・備品その他の財物
	建設用工作車	記名被保険者（貴社）が所有・借用する施設内または工事場内にあり、建設工事等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車をいいます。ただし、車両登録されたダンプカーを除きます。
こ	工事遅延	原因事故の発生に起因して約定履行日までに仕事の完成引渡しができない状態（履行遅滞）をいいます。工事遅延は、原因事故が発生した時に生じたものとみなします。
	工所用仮設材（工所用物損害担保特約）	仮工事の目的物の一部に使用する資材をいいます。
	工所用仮設備（工所用物損害担保特約）（工所用仮設備・工所用機械器具担保特約）	クレーン設備、コンベア・エレベータ設備、水力輸送設備、空気輸送設備、荷役設備、バッチャープラント設備、クラッシングプラント、換気設備、電気設備、給気設備、排水・止水設備その他据付機械設備等をいいます。
	工所用機械器具（工所用物損害担保特約）（工所用仮設備・工所用機械器具担保特約）	ブルドーザー・スクレーパー、掘削機械・積込機械、クレーン、基礎工所用機械、せん孔機・トンネル推進器、路盤用機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械その他建設機械・測量機器・建設用工作車（車両登録されていない建設用工作車に限りします。）等をいいます。
	構内専用車	記名被保険者（貴社）が所有・借用する施設内にあり、もっぱらその施設内のみで物の運搬等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車をいいます。ただし、車両登録されたダンプカーを除きます。
さ	個人情報（個人情報漏洩危険担保特約）	個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。）および個人識別符号（マイナンバーなど）が含まれるものをいいます。
	財物の使用不能	財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
し	下請負人	記名被保険者（貴社）と締結された下請契約に基づき仕事（工事）を遂行する請負人（数次の請負の場合における請負人を含みます。）をいい、警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。
せ	専門職業務	人や動物に対する診療・治療・看護・介護、医薬品や医療用具の調剤・調整・授与、身体の理容・美容・エステティック、はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づく業務、弁護士・公認会計士・建築士・測量士などの資格に基づく業務等（所定の資格を有しない者が行った場合を含みます。）をいいます。
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊（滅失、毀損または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。）を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	発注者	記名被保険者（貴社）が元請負人となる場合における仕事（工事）の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
ひ	被保険者	記名被保険者（貴社）および保険の約款で被保険者として規定された方をいいます。補償対象となるリスクやセットされるオプション特約により異なります。
も	元請重複保険契約（重複保険規定不適用特約）	この保険と重複する他の保険契約のうち、次に掲げる元請負人等を保険契約者とする保険契約をいいます。 ● 貴社が行う工事の元請負人 ● 数次の請負の場合に、元請負人と締結された下請契約に基づき工事を遂行する請負人のうち、貴社より上位に位置する者

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、制度推進担当または制度引受保険会社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

〔制度引受保険会社〕

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは
〔制度推進担当〕

建設業協会第三者賠償責任補償制度

「被害者見舞・臨時費用」の支払対象拡大について

「被害者見舞・臨時費用」は、事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用をお支払いする保険金です。

このたび、2020年1月1日以降保険始期契約より、この支払対象を拡大し、**他人の財物を損壊した場合の「修理費」と「時価額」との差額を一定限度までお支払いすることができる**ように改定しました。

具体的な内容は以下のとおりです。詳細は取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

被害者見舞・臨時費用（2020年1月1日以降保険始期契約より改定）

保険金の種類	概要
被害者見舞・臨時費用※ プレミアプラン： 被害者1名10万円限度・ 1事故300万円限度 スタンダードプラン： 被害者1名10万円限度・ 1事故50万円限度	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用、および他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額



- ※次の①および②のとおりとします。ただし、①と②を合算して1事故につき、プレミアプランは300万円、スタンダードプランは50万円を限度とします。
- ①財物の損壊については、被害者1名につき10万円限度とします。ただし、複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。
 - ②上記①以外の対象事故については、被害者1名につき10万円限度とします。

貴社で販売した製品の納入・設置時に、客先の店舗の窓のステンドグラスを破損してしまった。高価なステンドグラスで修理費が時価額を超えてしまったが、修理費を請求されてしまった。

- この改定は2020年1月1日以降保険始期契約に適用されます。このチラシはパンフレットの訂正箇所をご説明したものです。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは